

組 合 だ よ り

土岐市妻木南部土地区画整理組

【第19号】
令和2年6月吉日
発刊：組合事務局

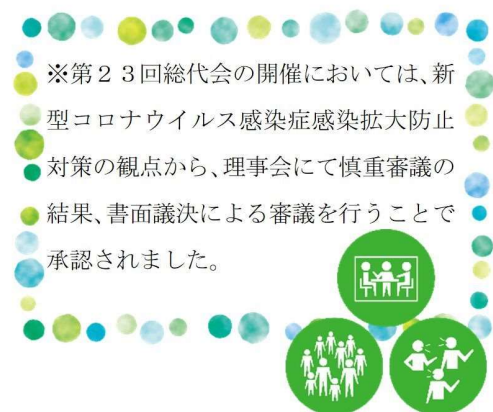
◇◇理事長あいさつ◇◇

初夏の候、組合員の皆さまにおかれましてはますますご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
皆さまのご理解とご協力のおかげで整地工事、擁壁工事等順調に進んでおります。
また、保留地を順次販売していきます。
これからも引き続き、役員一同事業が円滑に進むよう努力してまいりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

◇◇第23回総代会のご報告◇◇

開催日：令和2年3月24日（火）
審議方法：書面議決による審議
書面議決：13名（総代15名中）
議案1号：令和2年度事業費収入支出予算について
議案2号：保留地処分について

以上、2議案は、区画整理法第34条第1項の規定により、議決されました。



◇議案2号 保留地処分について◇

保留地11筆について処分価格が承認されました。

◇議案1号 令和2年度 事業費収入支出予算について◇

令和2年度 事業費収入支出予算 （単位 千円）

収 入		支 出	
款	金 額	款	金 額
借 入 金	194,394	工 事 費	217,000
補 助 金	223,596	補 償 費	8,000
保留地処分金	70,000	調 査 設 計 費	151,500
雑 収 入	10	負 担 金	20,000
繰 越 金	0	会 議 費	1,100
		事 務 所 費	10,990
		償 還 金	73,000
		管 理 費	200
		雑 支 出	1,200
		予 備 費	5,010
合 計	488,000	合 計	488,000

◇◇草の管理について◇◇



第64回理事会にて、「土地の管理（草刈）に関する規約」が施行することが承認されました。組合員の皆さまの土地の整地工事が完了した土地より、順次「土地の管理（草刈）についてお願い」を送付しました。
仮換地先の土地の管理（草刈）をよろしくお願いいたします。

土地の管理（草刈）に関する規約

1. 土岐市妻木南部土地区画整理組合施行中における土地の管理（草刈）については、この規約によるものとする。
2. 前項の土地の管理（草刈）は次のとおりとする。

種別 細目	土地の管理者（草刈）及び方法
仮換地指定後から 使用収益開始前	従前地の所有者が自らの責任にて、適正に管理する。ただし、工事の進捗に伴い、仮換地が整備された場合は、管理する対象地を従前地から仮換地に切替するものとし、農地としての土地利用を行うことができる（※1）
使用収益開始後	仮換地の所有者が自らの責任にて、適正に管理し、土地利用を図る

（※1）組合は、仮換地が整備された場合、土地の管理（草刈）についてのおお願い（別紙1）を仮換地の地権者に通知しなければならない。

この規約のほか、必要な事項については、理事会の意見を聞いて理事長が定めるものとする。
附則 この規約は、令和2年1月10日から施行する。

◇◇各種証明の発行及び申請・届出◇◇

各種証明書の発行

- ・仮換地証明・底地証明等の各種証明書は有料にて組合事務局で発行しております。
- ・仮換地指定がされると、法務局備え付け図面と現況が一致なくなるため、従前と仮換地の関係を証明するものです。
- ・**売買、賃貸、融資、相続、農地転用、建物表題登記、76条申請、建築確認**等の際に必要となります。

建築行為等の申請 (土地区画整理法76条第1項)

- ・当施行地区内において、次の行為を行う場合は、市長の許可が必要になりますので、組合事務局までご連絡・ご相談ください。
- ・事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更
- ・建築物その他の工作物新築、改築若しくは増築
- ・移動の容易でない物件(5トン以上)の設置もしくは堆積

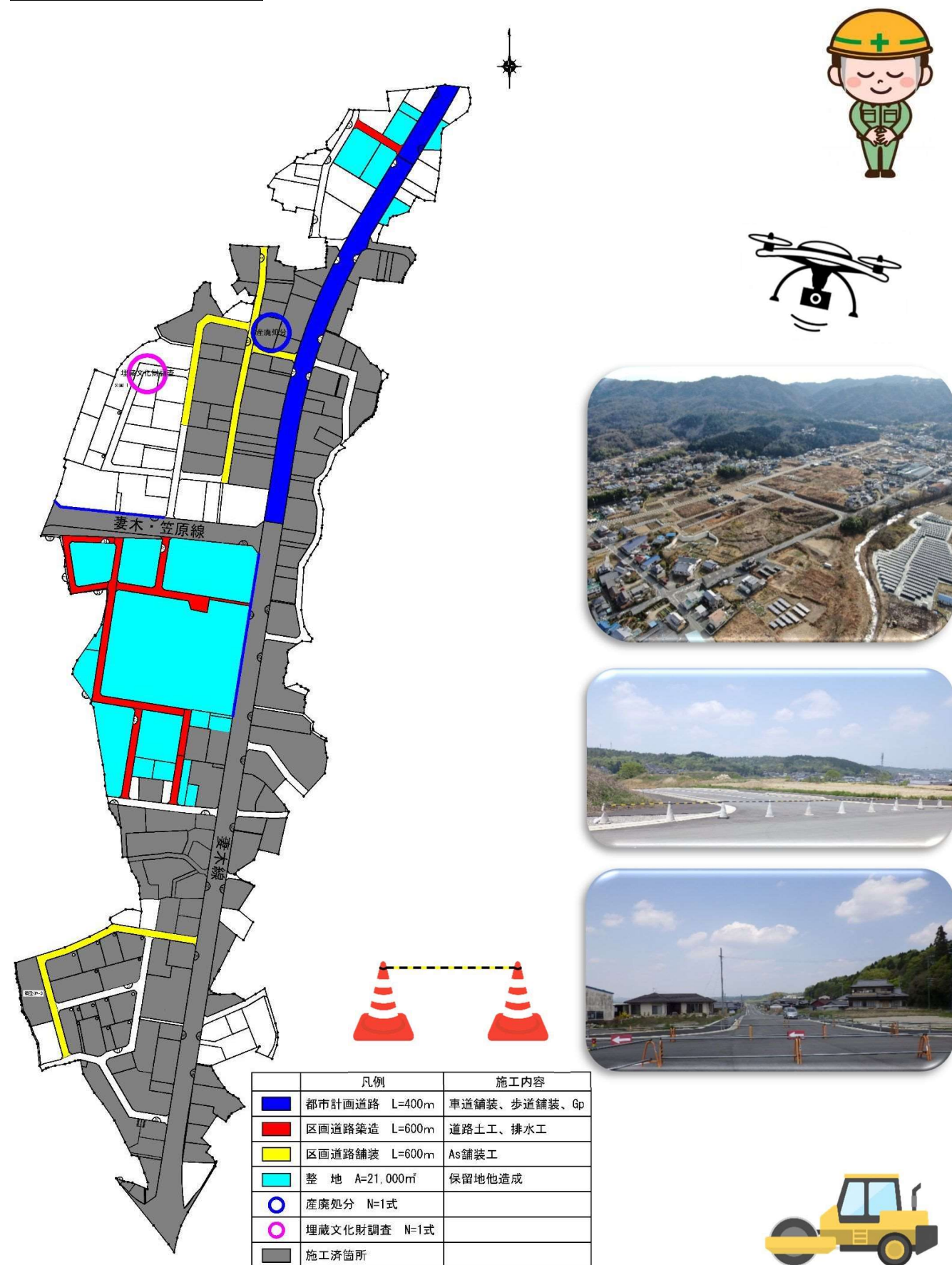
土地所有権移転の届出

- ・土地所有権の移転(売買、相続、贈与等)があった場合は、新旧両所有者連名の上、組合事務局に届け出てください。
- ・土地所有者の住所・氏名に変更があった場合も組合事務局に届けを出してください。

以上の申請様式は「岐阜県都市整備協会」ホームページ <http://gifutoshi.or.jp> からダウンロードできます。

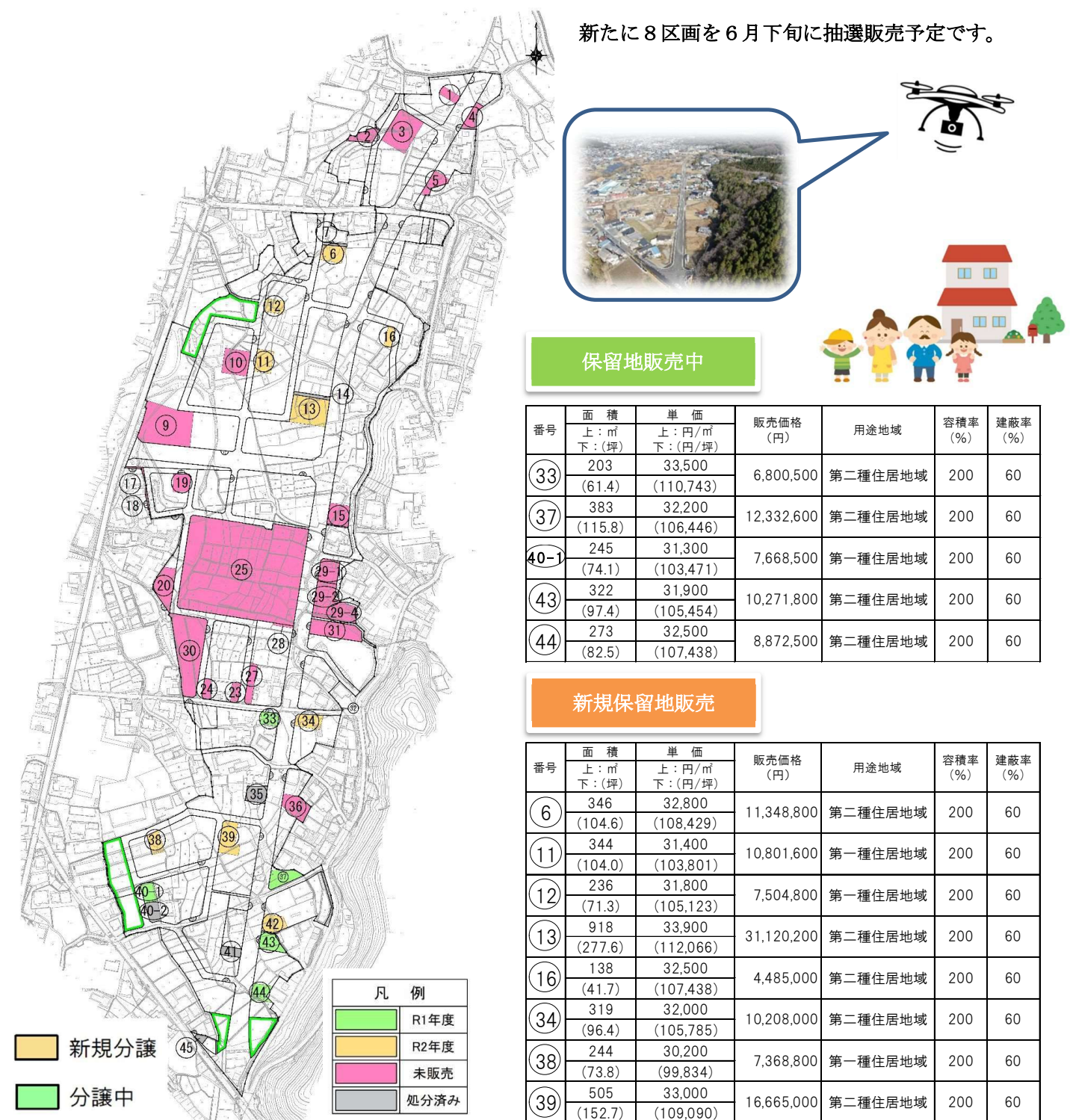
◇◇令和2年度工事施工予定◇◇

工事施工にあたり、工事規制等お住まいの皆様には大変ご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほど
 よろしくお願ひいたします。



◇◇保留地販売情報◇◇

新たに8区画を6月下旬に抽選販売予定です。



土岐市妻木南部土地区画整理組合（組合事務局）
 〒500-8384
 岐阜県岐阜市藪田南5丁目14番12号
 岐阜県シンクタンク庁舎5階
 公益社団法人 岐阜県都市整備協会内
 TEL 058-274-0080 FAX 058-274-2772
 担当：事務長 須田・事務員 横北

土岐市妻木南部土地区画整理組合（現地事務所）
 〒509-5301
 岐阜県土岐市妻木町576-2
 （土地区画整理地内 26街区 1-1画地）
 TEL・FAX 0572-57-5225
 担当：事務員 田牧

